

大阪府住宅まちづくり部建設工事条件付一般競争入札実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、住宅まちづくり部が発注する建設工事(まちづくり戦略室の事業に関する工事を除く。)を対象として条件付一般競争入札を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 工事種別 工事内容ごとに定める工事の分類をいう。
- 二 建設工事の種類 建設業法別表第一(上欄)の建設工事の許可の種類をいう。
- 三 経審 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査をいう。
- 四 等級 建設工事の種類のうち、毎年1月31日時点で有効な経審の結果をもとに区分した等級をいう。
- 五 区分評点 毎年1月31日時点で有効な経審の建設工事の種類それぞれの総合評定値をいう。ただし、府内業者については、総合評定値に100点を加算した点数とする。
- 六 工事金額 設計金額(消費税額込み)をいう。

第2章 入札参加資格

(入札参加資格)

第3条 要綱第4条第2項の規定に基づき、工事の内容等に応じて定めることができる入札参加資格は、この章の規定のとおりとする。

(対象工事に対応する等級等)

第4条 入札に参加が可能な者の区分は、以下のとおりとする。

- 一 等級の区分のある工事については、工事金額に応じた等級を基本とする。
- 二 等級の区分のない工事については、工事金額に応じた区分評点を基本とする。

(入札参加可能な企業形態)

第5条 入札に参加できる企業形態は、以下のとおりとする。

- 一 単体企業
- 二 経常建設共同企業体
- 三 組合(官公需適格組合を含む。)
- 四 特定建設工事共同企業体

(受注希望工種について)

第6条 住宅まちづくり部が発注する工事は、原則として工事種別と建設工事の種類に応じて分類した工種(以下「受注希望工種」という。)を設定する。

2 入札参加する者は、受注希望工種のうち、1つ(一者一工種)をあらかじめ登録すること。

(入札に参加可能な者の所在地)

第7条 入札に参加する者は、大阪府建設工事競争入札参加資格申請の際に届け出た大阪府と契約する営業所の所在地が、工事金額と工事種別に応じて指定する区域内に有する者とする。

(建設業の許可の区分)

第8条 入札に参加する者は、工事金額及び工事種別に応じた建設業法第3条の一般建設業又は特定建設業の許可を有するものとする。

(配置予定技術者)

第9条 入札に参加する者は、当該工事における建設工事の種類に応じた建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できる者とする。

(工事实績等)

第10条 工事实績を求める場合は、公共建築室工事实績条件取扱基準の規定による。

2 入札参加資格として求める工事实績は、当該工事と同じ工事種別で同種類別の工事を元請けとして施工した実績を基本とする。

(入札参加資格の決定について)

第11条 発注担当課長は、発注する工事の内容等に応じて、第4条から第10条に定める事項の中から、必要な入札参加資格を定めるものとする。

2 発注担当課長は、第4条から第10条に定めるほか、必要と認める事項に係る入札参加資格を工事ごとに定めることができるものとする。

3 発注担当課長は、前各項により、入札参加資格を定める場合は、大阪府住宅まちづくり部競争入札審査会建築部会（以下、「建築部会」という。）に諮ったうえで決定する。

(実施細則の制定)

第12条 前条に基づき、入札参加資格の決定を円滑に実施するため、別に実施細則を定めるものとする。

2 当該実施細則は、建築部会で審査し、住宅まちづくり部公共建築室長の決裁を受ける。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、大阪府住宅まちづくり部競争入札審査会に諮ったうえで決定する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

大阪府住宅まちづくり部建設工事条件付一般競争入札実施要領（平成22年3月11日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。